



教育訓練給付制度(一般教育訓練給付金)とは

働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣が指定する講座を受講し修了した場合、**本人が支払った金額の20%がハローワークから支給される制度**です。

※給付額は上限が10万円で、4,000円を超えない場合は支給されません。

※制度が適用されるのは受講料のみです。

教材以外で別途購入した参考書の購入費や振替受講料は制度の対象になりません。

※「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」との併用はできません。



教育訓練給付制度(一般教育訓練)の支給対象者について

教育訓練給付金の支給対象者は、次の(1)または(2)のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した方です。

(1) 受講開始日において在職中の方

初めて当制度を利用する場合

受講開始日において雇用保険の被保険者期間が1年以上ある方

過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合

過去に受給した受講開始日から今回の受講開始日までの被保険者期間が通算して3年以上あり、前回の教育訓練給付金受給日(支給決定日)から受講開始日前までに3年以上経過している方

(2) 受講開始日において離職中の方

離職日までに雇用保険の被保険者期間が3年以上(初めて利用する場合は1年以上)あり、離職日の翌日以降、受講開始日までの期間が1年以内の方

※受講開始日とは、通信制であれば「教材の発送日」が受講開始日になりますので、ケアプラス介護スクールではお申込み完了後、こちらから課題を発送した日となります。各開講コースの「1日」発送予定です。



支給要件の照会方法

受講開始(予定)日現在において、教育訓練給付金の受給資格があるかどうかをハローワークにて照会することができます。受講開始(予定)日現在で、ご自身の支給要件期間が不確かな方や自身で判断できない方は、この照会によって予め確認してから受講することをお勧めします。ハローワークもしくはケアプラス介護スクール受付にある「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、受講予定者本人が、本人の住居を管轄するハローワークに提出してください。

※ケアプラス介護スクールでは支給要件の判断や確認を行うことはできません



お申込みから支給申請までの流れ

受講申込 申込み用紙の記入、受講料+テキスト代を受講生本人が支払う

- POINT
- ▼ 受講料+テキスト代のお支払いは、本人名義であることが条件です。

受講中 修了要件を満たすよう計画的にご受講ください

- POINT
- ▼ 1・必須課題の提出+添削後、合格点(70点以上)の獲得

- POINT
- ▼ 2・全日程のスクーリングに出席

- POINT
- ▼ 3・スクーリングの修了認定評価にて合格点(70点以上)の獲得

受講修了 修了日において修了要件を満たした方に、後日、修了証等の給付金支給申請関係書類の送付



修了後の支給申請方法について

受講修了日の翌日から起算して 1カ月以内に、住居所を管轄するハローワークに以下の書類を提出し、支給申請手続きを行ってください。下記書類をハローワークが受理後審査を経てご本人の指定した口座に給付金が振り込まれます。

●ケアプラス介護スクール よりお渡しする書類	1・教育訓練給付金申請書 2・教育訓練修了証明書 3・領収書 (<u>申込時にお渡し済</u>)
●ご自身でご用意いただく 書類	4・雇用保険被保険者証または雇用保険受給資格者証 5・ご本人の住所を確認できる一定の書類およびマイナンバーカード 6・払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

●指定番号一覧（令和3年12月17日付で指定番号が変更となりました）

介護福祉士実務者研修（通信課程：無資格者）新）4320076-2120012-3

介護福祉士実務者研修（通信課程：介護職員初任者研修修了者）新）4320076-2120022-6

介護福祉士実務者研修（通信課程：訪問介護員養成研修2級課程修了者）新）4320076-2120032-9